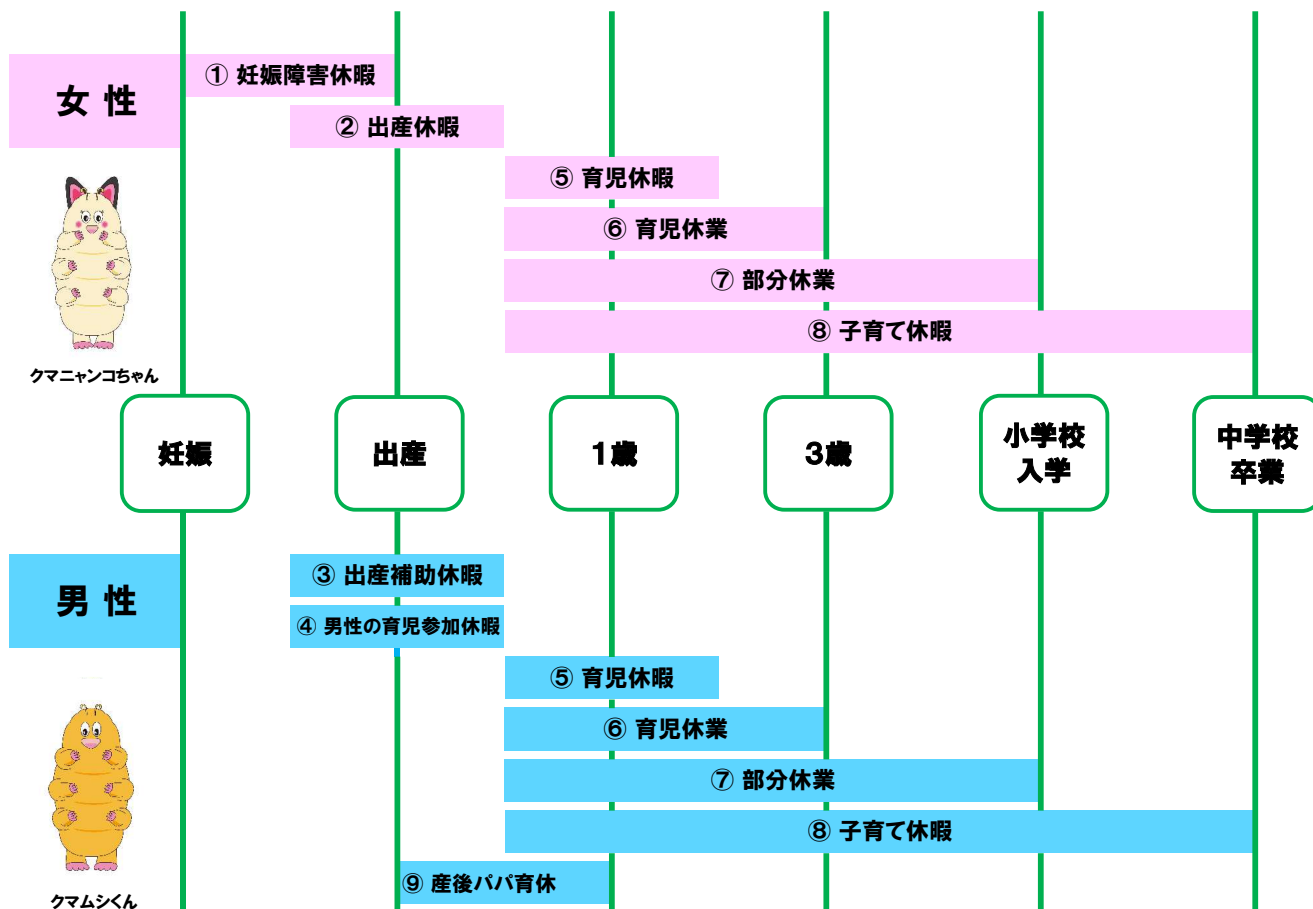


子育て支援制度

公益財団法人埼玉県下水道公社



休暇・休業	制度の概要	給与
① 妊娠障害休暇	つわりなどのため、勤務が困難な場合（14日の範囲内）	有給
② 出産休暇	産前6週間、産後8週間	有給
③ 出産補助休暇	妻の出産時に、入院付添いなどの場合（3日の範囲内）	有給
④ 男性の育児参加休暇	妻の産前産後期間に、上の子の養育などの場合（5日の範囲内）	有給
⑤ 育児休暇	子の送迎などの場合（1歳6か月まで。1日に90分の範囲内）	有給
⑥ 育児休業	育児のための休業（3歳未満の子の養育）（※1）	無給（※2）
⑦ 部分休業	育児のため、勤務時間の一部を休業（1日に2時間の範囲内）	減額
⑧ 子育て休暇	子の看護や学校行事参加などの場合（1年に7日の範囲内）	有給
⑨ 産後パパ育休（※3）	子の出生後8週間以内に4週間を上限として取得可能	有給

※1：令和4年10月1日より、2回に分割して取得が可能となります。

※2：育児休業給付金が支給されます（最長2年間）。

※3：令和4年10月1日より施行されます。

◎上記の他、テレワーク、育児短時間勤務、時間外勤務の制限などの制度もあります。